

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 障害福祉課

法令名	佐賀県心身障害者扶養共済制度条例			法令番号	昭和45年佐賀県条例第11号		
手続名	心身障害者扶養共済 年金管理者の指定申請			根拠条項	第11条第1項及び第3項		
審査基準	<p>◎加入者は、その扶養する心身障害者が年金を受領し、これを管理することが困難であると認めるときは、その心身障害者に代って年金を受領し、これを管理する者(以下「年金管理者」という。)をあらかじめその者の同意を得て指定しておかなければならない。</p> <p>○年金管理者の指定の要件</p> <p>(1) 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと</p> <p>(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと</p>						
	受付機関	各市町	処理機関	障害福祉課	交付機関	障害福祉課	標準処理期間 30日 標準経由期間 日